

---

---

## 共同体と文化—共同体論・多文化主義

---

---

### ●リベラリズムとその批判

リベラリズムを批判する多くの理論

メリット 理論的に出来がよい。筋が通っている。

デメリット それ単独で妥当な結論が出るかはわからない。

→ 「リベラリズム」とは、我々が選択してきた制度を後付けで説明するための理論、でもある。

### ●ノージック: 権原理論

ノージック (Robert Nozick, 1938-2002)

1974『アナーキー・国家・ユートピア』Anarchy, State, and Utopia

最小国家論

ロックの自然権論を利用 → 道徳的に正当化可能な国家の限界を設定

カント的原理

各人は目的であり手段ではない

同意なしに目的達成のために犠牲にできない

「最小国家」=夜警国家を正当化

個々人の自由な活動・結社(自発的共同体)=ユートピア

ユートピアを成立させる枠組=メタユートピアとしての国家

市場の中立性、矯正的・手続的正義の確保のみが国家の役割

歴史的権原理論 the entitlement theory

獲得の正義・移転の正義のみを問題とする。

最終状態(結果状態原理)・歴史的正義論 ←→ 権原理論

ロールズ批判

平等な自由原理と格差原理の両立可能性を否定。

貧しい者への利用は富む者の自由の制限にあたる(才能観の違い)。

累進課税批判

人を社会的目的達成の手段にしている、強制労働に等しい。

背景にある理念

原始取得の正統性・市場における自発的交換の正統性

出自・才能は努力(労働)の成果

才能・能力・技能 etc.は正統な個人の所有。再分配は搾取を意味する。

思想的影響

結果の平等ではなく、機会の平等を主張。福祉国家=官僚制への批判。

リバタリアニズム *libertarianism*、無政府市場主義 *anarcho-capitalism* への影響

個人的自由・市場メカニズムの再評価

共同体論 *communitarianism*、多文化主義 *multiculturalism* への影響

個人の背負う「文化」の再評価

### ●平等論の問題点

仮想的社会契約による正当化(ロールズ・ドゥウオーキン)

t0における分配を問題にしている(初期分配)

t0 → t1 の財の移転における公平性が確保されなければ、平等は一瞬にして崩壊する。

正当な移転による正統性の継承(ノージック)

t0 → t1 以降の財移転は正統性を保存する

しかし何が初期分配の正当性を保障するのか？

## ●リベタリアニズム libertarianism

「自由至上主義」「絶対自由主義」

諸個人の自由の確保に国家の任務を限定  
自己所有権の強調、労働による所有説

政府の失敗(←→市場の失敗)

公共財供給において、政府もまた非効率  
最低でも国家独占の排除、民営化

具体的主張……さまざま

自由に対する制限の廃止

自己奴隷化・臓器売買の自由  
婚姻・家族制度の廃止・解体

自由に反する権利の廃止

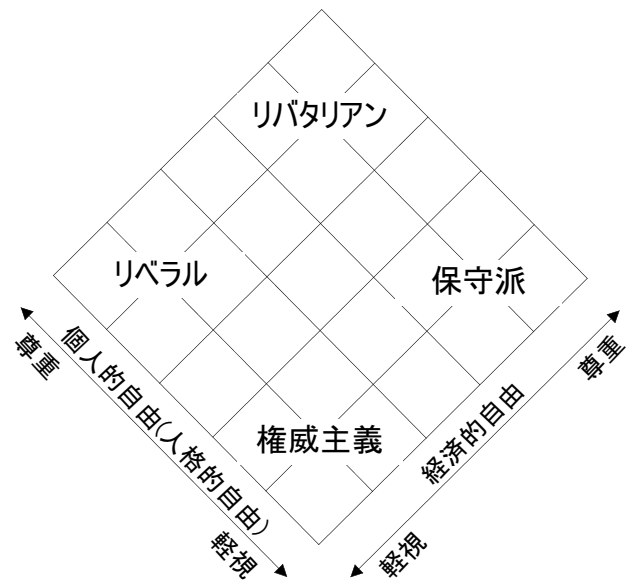
プライバシー、無体財産権 etc.  
相続財産制度

自由の促進

移民の自由化・住民自決権の重視

一方で、セーフティネットを含む社会福祉の一定程度の肯定

リベラリズムと何が違うのか？



森村進『自由はどこまで可能か: リベタリアニズム入門』p. 14

## 無政府市場主義 anarcho-capitalism

政府の完全な否定……「国家の専制」より「貨幣の専制」を！

「貨幣の専制」は最悪の場合でさえも、個人に死を強制はしない。「国家の専制」は諸個人を、大量死が待ちかまえる戦場に追いやるのである。せいぜいのところ市場は、マネーゲームの勝者しかもたらさない。「貨幣の専制」における特権者は、他と比較して、相対的に多額の貨幣を獲得したものにすぎない。そこでは国家のような人間に死を命じうる絶対者など、原理的に存在しえないのである。(笠井潔『国家民営化論』)

治安維持・紛争処理・福祉・社会保障も企業化可能、防衛は不要。

競争圧力にさらされた「企業」という、「より小さな悪」(lesser evil)の選択

## 問題点

正の外部性

「私の家だけの治安を守る」ことが可能か……非排除性による非効率性  
防衛・治安維持などはサービス提供の対価を支払っていない外部への効果を持つ。  
→「ただのり」批判 free rider  
反論……うなぎ屋から漂ってくる匂い。

不公正

購買力のない貧乏人は保護を得られない。  
絞首台における死と、緩慢な餓死と、どちらが「優しい」のか？

国家に帰着する可能性

自力救済を代行する「保護会社」の市場的競争  
→淘汰により一定地域で独占的地位を持つ**支配的保護会社**を生み出す(ノージックの証明)。  
国家の三要件(暴力の集中・正当性認定権の独占・平等保障)  
平等性のみを欠く「超最小限国家」(ultra-minimum state(Nozick))

一つの解決……ゲートド・コミュニティ gated community

コミュニティ全体を塀で囲み、警備員付きのゲートから出入りする郊外の新興住宅地。  
アメリカでは多く現実化しつつある。

## ● 共同体論 communitarianism

A. マッキンタイア、M. サンドル、C. テイラー等

リベラリズムの個人観を「原子的個人」(social atom)と呼んで批判

「負荷なき自我」the unencumbered self

「位置づけられた自我」the situated self (サンドル)

我々の選択に還元できない、宿命的な所属の領域としての「共同体」

目的としての「共同体」

共通善・愛着・友愛・徳などの価値は、共同体の内部でのみ追求され得る。

「正義の善に対する優越」批判

何が正義かは、特定の善の構想を前提しなければ決まらない。

## ● 多文化主義 multiculturalism

C. テイラー、W. キムリッカ等

### 消極的な意味

「多数派の専政」の予防・除去……同化政策に対立

異文化の尊重、人種平等の促進

メルティングポットから、サラダボウルへ

「カナダ多文化政策法」(1988)

カナダ社会の多民族的性格を尊重・公認。民族的ルーツに関係なく社会のあらゆる分野に参画する均等の機会を保障。

民族遺産省による多文化プログラム再編成(1997年)

アイデンティティ

あらゆる出自の国民がカナダに帰属意識と愛着を持てる社会の醸成

市民参加

コミュニティと国家の将来の形成に積極的に参加していく市民の育成

社会正義

公正で平等な処遇が保障され、出自に関わらず全ての国民が尊重され受け入れられる国家の構築

### 問題点

特に「ネットワーク外部性」のある場合、多数派はそのこと自体によって有利である。

→ 競争条件を完全に公平にしたとしても、長期的に少数派は消滅する。

### 積極的な意味

少数派の文化的な特徴の積極的保護

少数派による強制的措置の承認

eg. ケベックにおけるフランス語教育強制

例えばケベック州は、言語についていくつもの法を制定した。そのうちのひとつは、誰が自らの子供を英語で教育を行う学校に送れるかを規定するものである(フランス語系の人々、および移民は、これができない)。別の法は、従業員が 50 人以上の企業が、フランス語で運営されなければならないとする。また別の法は、フランス語以外のいかなる言語の商業用の看板をも違法とする。換言すれば、ケベック州政府は、[フランス語文化の]存続という集団的目標の名のもとに、州民に対して規制を行ってきたのであるが、これらの規則は、カナダの他の諸共同体においては、人権憲章のゆえにただちに禁止されるものなのである。根本的な問題は次のようなものである。すなわちこのような[自由主義の]類型は容認しうるか否か。(チャールズ・テイラー「承認をめぐる政治」)

理論的發展……「違うこと」の「承認」へ?

差異の政治 Politics of Difference (I. M. Young) / 承認の政治 Politics of Recognition (C. Taylor)

### 多文化主義の問題点

「文化」「民族」とは何か?……作られた伝統

「少数派」とは誰のことか?

majority / major minority / minor minority ……集団は個人に対して常に多数である!

あらゆる個人に・宿命的所属や文化民族に関係なく・保障さるべき最低限の正義

→ リベラリズムの必要性と可能性